

財産形成預金規定

株式会社山梨中央銀行

(2019年10月15日現在)

I 共通規定

1. (契約の証の発行)

この預金については、契約のとき財産形成預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行します。

ただし、別途、契約の証を発行しない契約をしたものは除きます。

2. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって契約の証記載の取扱店(以下「取扱店」といいます。)に申し出てください。

3. (届出事項の変更等)

(1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、取引を行う目的、職業、その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取扱店に届出てください。

(2) 前記(1)の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、必要書類の提出、保証人を求めることがあります。

4. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)または(2)と同様に届出てください。

(4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記6.により補てんを請求することができます。

6. (盗難に遭った契約の証による払戻し等)

(1) 個人の預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し(以下本条において「当該払

戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前記5.本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前記(1)および(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、この契約の証が盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者またはその他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正払戻しにより被った損害について本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。

- (6) 当行が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

7. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財産形成貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証はただちに取扱店に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率等は別の定めがない場合には当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引謝絶)

- (1) この預金口座は、後記(2)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記(2)各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払うものとします。

- ① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他A. からD. に準ずる行為
- (3) 前記(2)によりこの預金口座が解約され残高がある場合は、後記Ⅱ一般財形預金規定の5.(1)または後記Ⅲ財形年金預金規定の5.(1)または後記Ⅳ財形住宅預金規定の6.(1)と同様の処理をしてください。
- (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

1 1. (規定の変更等)

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

Ⅱ一般財形預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1口1円以上とし、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入できるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、継続方法等)

- (1) この預金は、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金(後記5.による一部解約後の残りの預金を含みます)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前記(2)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前記(2)および(3)と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を取扱店に申し出てください。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申し出があった場合に、後記(2)以下に定める満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、預入日の1年後の応当日(継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、取扱店にその当日までに通知をしてください。なお、この預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は前記(2)に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 前記(2)または(3)による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 前記(2)または(3)により指定された満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、継続停止の申出および満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A. 1年以上2年未満
…当行所定の「2年未満」の利率
 - B. 2年以上
…当行所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます)
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息(継続を停止した場合の利息を含みます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) この預金の満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 継続された預金の利息についても前記(2)および前記(3)と同様の方法により取扱います。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れまたは継続される預金から適用します。
- (5) この預金を後記5. (1)により満期日前に解約する場合及び前記 I 共通規定の10. (2)により解約す

る場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満

…解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

…2年以上利率×40%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約(一部解約を含みます。)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取扱店に提出してください。

(3) 前記(2)の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(4) この預金は、解約する預金を指定せずに預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

同一口座に複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。

(5) 前記(4)において最後に解約することとなった預金は、次により解約します。

① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金額

② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。

A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。

B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。

Ⅲ財形年金預金規定

1. (預入れの方法等)

(1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度(以下、「非課税制度」といいます。)の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

(2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3) この預金の預入れは1口1円以上とします。

(4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

(1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。

また、年金元金計算日前1年ことこの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。

(2) 前記1.による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日(継続をしたと

きはその継続日)から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。

(3) 特定日において、預入日(継続したときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(前記(2)により継続した期日指定定期預金を含みます。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

(4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (預金の分割、支払方法)

(1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし、100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。

② 年金計算基本額から前記①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。

③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

(2) 定期預金(継続口)は、満期日に前記(1)に準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、前記(1)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満

…当行所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上

…当行所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の利率によって計算します。

③ 前記①および②の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる預金についてはその預入日(すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2) この預金を後記5. (1)により満期日前に解約する場合及び前記 I 共通規定の10. (2)により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6か月未満

…解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

…2年以上利率×40%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6か月未満

…解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

…前記(1)②の適用利率×70%

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、この預金を前記3.による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取扱店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(3) 前記(2)の解約の手続きに加え、当該預金の解約をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

6. (税額の追徴)

この預金の非課税扱いの利息について、前記3.によらない払出しがあった場合は、非課税制度の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税扱いで支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたりさかのぼって所定の税率により計算した税額を追徴します。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は追徴課税はありません。

なお、重度障害による払出しの場合は払出時の利子も非課税扱いとします。

7. (非課税扱いの適用の除外)

この預金の利息について、次の①から③に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる非

課税扱いの利息については、非課税制度の適用は受けられません。

- ① 前記1.の(1)ならびに(2)による以外の預入があった場合。
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合。
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

8. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、前記2.および前記3.にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前記5.と同様の手続きをとってください。

- ① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

9. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加にかかる利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

10. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって取扱店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

11. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払いが完了した場合は、契約の証は無効となりますのでただちに取扱店に返却してください。

以上

IV財形住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度(以下、「非課税制度」といいます。)の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、継続方法等)

- (1) この預金は、預入れのつど預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金は最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に

継続します。

- (3) 前記(2)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前記(2)および(3)と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を取扱店に申出てください。

3. (預金の支払方法等)

- (1) この預金の元利金全部の支払いまたは一部の支払いは、法令で定める持家としての住宅取得または増改築およびマンション等の修繕・模様替え(以下、「住宅の取得等」といいます。)のための対価にあてるときに支払うものとします。
- (2) 前記(1)による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに、住宅の取得等後の場合は住宅の登記簿謄本等の法令で定める書類、住宅の取得等前の場合は住宅建設工事請負契約書等の法令で定める書類とともに取扱店へ提出してください。

(3) 前記(1)による支払金額等

- ① この預金を住宅の取得等の後に払出しをする場合
住宅の取得等をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度として1回限り支払います。
- ② この預金を住宅の取得等の前に払出しをする場合
1口ごとの元金の累計額の90%または住宅の取得等に要した額のいずれか低い額を限度として1回限り支払います。

ただし、一部払出しをした場合、払出しの日から2年後の応答日または住宅の取得等をした日から1年後の応答日のいずれか早い日までに、住宅の取得等に要した額と一部払出し額との差額を限度として残高を1回限り支払います。

なお、残高を払出しする場合にはその際に、残高を払出ししない場合には一部払出しの日から2年後の応答日または住宅の取得等をした日から1年後の応答日のいずれか早い日までに法令の定める書類を取扱店に提出してください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申し出があった場合に、後記(2)以下に定める満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、預入日の1年後の応答日(継続をしたときはその継続日の1年後の応答日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、取扱店にその当日までに通知をしてください。なお、この預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前記(2)による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 前記(2)により指定された満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、継続停止の申出および満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在にお

ける次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満

…当行所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上

…当行所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

- (2) この預金について満期日を指定した場合の前記(1)の利息(継続を停止した場合の利息を含みます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) この預金の満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 継続された預金の利息についても前記(2)および前記(3)と同様の方法により取扱います。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れまたは継続される預金から適用します。
- (5) この預金を後記6. (1) により満期日前に解約する場合及び前記 I 共通規定の10. (2) により解約する場合には、その利息は預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満

…解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

…2年以上利率×40%

- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、この預金を前記3. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取扱店に提出してください。
- (3) この預金を前記3. により一部支払いする場合は、1万円以上で当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証および法令で定める書類とともに取扱店に提出してください。この場合、1口ごとの元金の累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日までの日数が多いものから解約します。また、この順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
- ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
- A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は1万円。
- B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。
- (4) 前記(2)および(3)の解約の手續に加え、当該預金の解約をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

7. (税額の追徴)

この預金の非課税扱いの利息について、次の(1)または(2)に該当したときは、非課税制度の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税扱いで支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたりさかのぼって所定の税率により計算した税額を追徴します。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は追徴課税はありません。

なお、重度障害による払出しの場合は払出時の利子も非課税扱いとします。

(1) 前記3.によらない払出しがあった場合。

(2) 前記3.の(3)による「住宅の取得等」前の払出しの場合であっても、次の場合には、払出時の利子が課税となるほか、追徴課税の対象となります。

① 一部払出しの日の2年後の応答日または住宅の取得等をした日から1年後の応答日のいずれか早い日までに法令の定める書類を提出しない場合。

② 提出した書類により、持家としての住宅の要件または持家である住宅の増改築の要件を満たされないことが判明した場合。

8. (差引計算等)

(1) 前記7.(2)の①の事由が生じ、法令で定める利子税等を当行が納付する場合には、当行は預金者にかわってこの預金を当行所定の方法により払戻しのうえその元利金を当該利子税等にあてることができるものとします。

この場合、事前の通知および所定の手続きは省略して取扱います。なお、預金の元利金が納付する利子税等の金額に満たないときは、不足額をただちに取扱店に支払ってください。

(2) 前記(1)により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9. (非課税扱いの適用の除外)

この預金の非課税扱いの利息について、次の(1)から(3)に該当したときは、その事実が生じた日以後支払われる利息については、非課税制度の適用は受けられません。

(1) 前記1.(1)ならびに(2)による以外の預入があった場合。

(2) 定期預入が2年以上されなかった場合。

(3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

10. (退職時等の取扱い)

非課税制度の適用を受ける預金について、退職等の事由により非課税制度の適用を受けられないこととなった場合、その事由が生じた日以後はその預金の自動継続を停止します。なお、当該事由が生じた日の1年後の応答日までに最長預入期限が到来しない預金については、その応答日を最長預入期限として取扱います。

以上